緊急自動車・道路維持作業用自動車
指定・届出確認事務手順

令和8年7月

緊急自動車（赤色回転灯）、道路維持作業用自動車（黄色回転灯）の指定・届出を受けるには交通規制課で事前審査を受けた後、※ 指定等の申請をする必要があります。

指定・届出

緊急自動車

届出




- 消防機関等が使用する特別の構造を有する消防用自動車
- 国、県、市町村、医療機関等が使用する特別の構造を有する救急用緊急自動車

指定




- 消防機関が使用する構造が特別でない消防用緊急自動車
- 公益事業者が使用する応急作業に用いる緊急自動車
- 道路管理者が使用する路上障害物排除等の応急作業に用いる緊急自動車　等

道路維持作業用自動車

届出



- 道路を維持・修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車
（モータ・スイーパ、散水車、側溝清掃車、はしご車、除雪車、ラインマーカー等）

指定



- 道路の管理者が道路の損傷個所を発見するために使用する黄色ボディ白ライン入りの自動車

手続き手順

緊急自動車		道路維持作業用自動車	
届出	指定	届出	指定

交通規制課（事前審査　即日交付）

岡山運輸支局（登録）,軽自動車検査協会（届出）

※ 警察署（届出申請受理）	※ 警察署・交通規制課（指定・届出申請受理）
届出確認書交付（即日）	指定書・届出確認書交付（警察署に申請する場合は交通規制課を経由するので2週間程度　交通規制課に申請する場合は2～3日程度（いずれも祝祭日のぞく））

必要書類

事前審査

※すべて2部ずつ

- 事前審査表
- 申請自動車の三面図、もしくは写真
- その他必要と認められる書類
（道路管理者との委託契約が必要な場合、その契約書等）

※　図面、写真は実際の架装状態のものを持参してください。

指定・届出申請

※警察署に申請
→2部ずつ
交通規制課に申請
→1部ずつ

- 指定・届出申請書
- 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書類
- 自動車の写真（前面、側面、後面から写したもの）

※　写真はナンバープレートを取り付けるとともに実際の架装状態で撮影してください。

○　道路維持作業用自動車の指定申請の場合、申請者は道路管理者になり、届出の場合の届出者は届出に係る車両の使用者となります。
○　いずれの申請も、自動車販売業者名を記載することはできません。
○　小型特殊、原付など市区町村ナンバーの車両については、事前審査は不要です。